



三重県公報

令和2年7月14日 (火)

第 123 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
病院事業庁管理規程			
10	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	3
告 示			
451	介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	4
452	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	4
453	同件	(同)	4
454	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	(道 路 管 理 課)	5
455	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	6
公 安 委 告 示			
83	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	7
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	8
	土地改良区の解散認可	(同)	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	農業振興地域の区域の変更	(同)	8
	土地区画整理組合の設立の認可	(都 市 政 策 課)	9
	指定管理者の募集	(病 院 事 業 庁)	9

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年七月十四日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(試験防疫業務手当の特例)</p> <p>10 条例附則第八項の人事委員会規則で定める期間は、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までとする。</p> <p>11 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において「感染症」という。）の患者が療養する宿泊施設又はこれに準ずる施設として人事委員会が認めるもの（以下この項において「宿泊施設等」という。）において患者に接して行う診療又は看護</p> <p>二 宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整</p> <p>三 宿泊施設等において感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理</p> <p>四 医療機関又は宿泊施設等への感染症の患者又はその疑いのある者の移送</p> <p>五 前各号に掲げる業務のほか、人事委員会がこれらに相当すると認めるもの</p> <p>12 条例附則第九項に規定する試験防疫業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる業務 四千元</p> <p>二 前項第二号から第四号までに掲げる業務 三千元</p> <p>三 前項第五号に掲げる業務 三千元（人事委員会が特に認める業務にあつては、四千元）</p> <p>13 条例附則第八項に規定する業務に従事した場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 9 (略)</p>
<p>13 条例附則第八項に規定する業務に従事した場合には、第二十八条第一項第三号の規定は適用しない。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の規定は、令和二年二月一日から適用する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年七月十四日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第十号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1 ～ 5 (略)</p> <p>(医療業務等接触手当の特例)</p>	<p>附 則 1 ～ 5 (略)</p>
<p>6 第十六条に定めるもののほか、病院事業職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、医療業務等接触手当を支給する。この場合において、第二十条第一項第三号の規定は適用しない。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域として管理者が認めるもの（次号において「感染のおそれのある区域」という。）において新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（次項において「患者等」という。）に接して行う診療、看護その他これに類する業務</p> <p>二 感染のおそれのある区域において新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件の処理</p> <p>三 前二号に掲げる業務のほか、管理者がこれらに相当すると認めるもの</p>	
<p>7 前項の医療業務等接触手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務 四千元</p> <p>二 前号に掲げる業務以外の業務 三千元</p>	

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定は、令和二年二月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 451 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設から廃止の届出がありました。

令和2年7月14日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険 事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2451380014	名張市介護老人保健施設「ゆりの里」	名張市百合が丘西1番町179番地	名張市	令和2年 6月30日	介護老人保健施設

三重県告示第 452 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和2年7月14日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成17年8月3日 第46号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社なかばやし	代表取締役 中林 等	鈴鹿市国府町2180番地の1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
中林 等	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	玄米	K242004542
中林 清美	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	玄米	K242005543
松田 正美	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	玄米	K242001544

7 登録の更新日

令和2年7月3日

三重県告示第 453 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和2年7月14日

三重県知事 鈴木英敬

1 登録年月日及び登録番号

平成27年7月22日 第60号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地

株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	伊賀市西湯舟字大門 3609 番地
----------------------	---------------	-------------------

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（もみ・玄米）

4 登録の区分
品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域
三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
稲垣 豊	■■■■■■■■■■	もみ、玄米	K242014541

7 登録の更新日
令和2年7月3日

三重県告示第 454 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和 2 年 7 月 15 日から施行します。

なお、車両制限令第 3 条第 4 項に定める道路の指定及び同令第 10 条第 2 項に定める通行方法（令和元年三重県告示第 212 号）は、令和 2 年 7 月 14 日限り廃止します。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 164 号	四日市市千歳町字千歳 9 番 1 から 四日市市中部 136 番 1 地先まで
一般国道 165 号	津市戸木町字東羽野 5462 番 12 地先から 津市雲出本郷町字松縄 1706 番 11 地先まで
一般国道 365 号	いなべ市大安町高柳字馬置 587 番 4 地先から いなべ市大安町高柳字村前 2130 番 2 地先まで
一般国道 421 号	いなべ市員弁町楚原字一本松 811 番 3 地先から いなべ市大安町石榑東字北野 1854 番 8 地先まで
一般国道 425 号	尾鷲市倉ノ谷町 1083 番 2 から 尾鷲市倉ノ谷町 1087 番 30 まで
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目 622 番 2 から （三滝川左岸側経由） 四日市市智積町字間渡 5929 番まで
一般国道 477 号	四日市市高角町字西川原 2443 番 1 から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 3 まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町 19 番 15 から 四日市市浜旭町 24 番 3 地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田 71 番 1 地先から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目 169 番 7 から 鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先まで
県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石榑東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前字上ノ端 2434 番 21 地先まで

県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町字野（いなべ警察署東交差点）	一般国道 421 号
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（堀木橋南詰交差点の方向の車線に限る。）
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目（宮東町三丁目交差点）	県道四日市楠鈴鹿線
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	鈴鹿市道汲川原橋石丸線
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
四日市市道垂坂平津線	四日市市大矢知町（無名交差点）	県道上海老茂福線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（久保田橋北詰交差点の方向の車線に限る。）
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

三重県告示第 455 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
四日市都市計画区域区分（菰野インターチェンジ周辺地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

公安委告示

三重県公安委員会告示第 83 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 2 年 10 月 16 日（金）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
2	中型自動車免許	令和 2 年 9 月 25 日（金）	令和 2 年 9 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
3	準中型自動車免許	令和 2 年 9 月 2 日（水）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
4	普通自動車免許	令和 2 年 9 月 2 日（水）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 2 年 9 月 4 日（金）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 2 年 9 月 24 日（木）	令和 2 年 9 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和 2 年 9 月 3 日（木）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
8	けん 牽引免許	令和 2 年 9 月 4 日（金）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和 2 年 10 月 13 日（火）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和 2 年 10 月 13 日（火）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和 2 年 10 月 13 日（火）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和 2 年 10 月 16 日（金）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
2	中型自動車免許	令和 2 年 9 月 25 日（金）	令和 2 年 9 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
3	準中型自動車免許	令和 2 年 9 月 2 日（水）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
4	普通自動車免許	令和 2 年 9 月 2 日（水）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和 2 年 9 月 4 日（金）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和 2 年 9 月 24 日（木）	令和 2 年 9 月 7 日（月）から同月 11 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和 2 年 9 月 3 日（木）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
8	牽引免許	令和 2 年 9 月 4 日（金）	令和 2 年 8 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和 2 年 10 月 13 日（火）	令和 2 年 9 月 28 日（月）から同年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

10	中型自動車第二種免許	令和2年10月13日(火)	令和2年9月28日(月)から同年10月2日(金)までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和2年10月13日(火)	令和2年9月28日(月)から同年10月2日(金)までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター免許管理室教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許管理室教習所指導係（電話 059-229-1212 内線 432・433）へ問い合わせてください。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、四十九東部土地改良区（伊賀市四十九町 1757 番地 2）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、山神土地改良区（度会郡玉城町山神 710）の解散を令和 2 年 7 月 7 日認可しました。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業猿野大池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 7 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 2 年 7 月 15 日から同年 8 月 12 日まで

3 縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

令和2年7月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 農業振興地域
菰野地域
- 2 農業振興地域の区域
平面図で示した部分に該当する土地の区域
平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課及び四日市農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合の設立を次のとおり認可しました。

令和2年7月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称
菰野インター周辺地区土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和2年7月14日から令和11年3月31日まで
- 3 施行地区
三重郡菰野町大字潤田字新宮、字六花林、字春日、字検定、字大久保、字新起、字六大、字長林、字桜木、字蓮池、字中堀及び字土山の各一部並びに大字音羽字南山、字田福、字南道山及び字古堤の各一部
- 4 事務所の所在地
三重郡菰野町大字潤田 1250 番地 菰野町都市整備課まちづくり推進室内
- 5 設立認可の年月日
令和2年7月14日
- 6 事業年度
初年度は令和2年7月14日から令和3年3月31日まで、次年度以降は毎年4月1日から翌年の3月31日まで
- 7 公告の方法
組合の事務所の掲示場及び菰野町役場の掲示場に掲示して行います。

次のとおり三重県立志摩病院に係る指定管理者を募集します。

令和2年7月14日

三重県病院事業庁長 加 藤 和 浩

- 1 施設の概要
 - (1) 名称
三重県立志摩病院
 - (2) 所在地
三重県志摩市阿児町鶴方 1257 番地
 - (3) 規模等
開 設 昭和23年11月
敷地面積 30,411.13 m²
延床面積 27,606.89 m²
- 2 指定期間（予定）
令和4年4月1日から令和14年3月31日までとします。
- 3 指定管理者が行う業務
 - (1) 診療、処置等の医療に関する業務
 - (2) 三重県立志摩病院（以下「志摩病院」といいます。）の施設及び設備の維持管理（病院事業の管理者が必要と認める事項に限ります。）に関する業務
 - (3) 志摩病院の利用料金の收受等に関する業務
 - (4) その他、病院事業の管理者が志摩病院の管理上必要と認める業務
- 4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、令和2年7月14日（火）から同月31日（金）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」といいます。）は除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）配布します。また、募集要項については、三重県病院事業庁ホームページからもダウンロードすることができます。

なお、郵送を希望する場合は、宛先を明記し390円分の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、7の場所あてに請求してください。

(3) 現地説明会

志摩病院で、令和2年8月6日（木）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和2年8月25日（火）から同年9月8日（火）までの間に、持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は、休日を除いた午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月8日（火）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県立志摩病院指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 事務局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県栄町庁舎6階）
三重県病院事業庁県立病院課 企画・財務班 担当 板橋、大西
電話 059-224-2350
ファクシミリ 059-224-2349
電子メール kenbyo@pref.mie.lg.jp

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
